

2. 学校経営

(1) 教育目標、基本方針

【校訓】 協力・自律・敬愛

【教育目標】 自他を尊重し、協働を通し、学び高めあう生徒の育成

(めざす学校像)

- ・ひとり、ひとりが安心して、安全に過ごせる学校
- ・「学校に来るのが楽しい」と思える学校
- ・地域、保護者から信頼される学校

(めざす生徒像)

- ・自分も他者も大切にし、互いを尊重しながら、協力し合える生徒
- ・自分の考えを表現し、他者の考えを受け入れ、学びを深めることができる生徒
- ・失敗を恐れず、チャレンジできる生徒

(めざす教師像)

- ・生徒ひとり、ひとり向き合い、生徒の可能性を広げることができる教師
- ・授業力、生徒指導力向上のため、研鑽に励む教師
- ・生徒、保護者、同僚から信頼される教師

(2) 本年度の重点目標

『生徒主体の学校づくり』

授業力 個別最適な学び・協働的な学び 学ぶ意欲の向上

生徒指導力 いじめは絶対許さない 自己決定の場面 「居場所づくり」・「絆づくり」＝「学級づくり」

枚方市教育委員会「令和8年度学校園の管理運営に関する指針」を踏まえた教育活動の展開として

- 1.すべての子どもが安心・安全に過ごせる学校づくりを行うため、日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制を構築し、未然防止、早期発見、早期対応につなげる。
- 2.求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進する。
- 3.義務教育9年間を通して、「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けるようキャリア教育を充実させ、進路指導にあたっては、生徒が主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行う。
- 4.自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、一人一人の個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることで、すべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心を養う。
- 5.小中一貫・学力向上推進コーディネーターが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努める。
- 6.施設の状態を日常的に点検し、異常箇所や危険箇所等の早期発見に努める。また、事故防止対策等について、適切な対応を行う。
- 7.司書教諭を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科等横断的・探究的な学習が充実するよう、学校図書館を効果的に活用する。
- 8.教職員の服務規律の確立を図り、保護者、地域に対する信頼を高めると同時に、健康でやりがいを持って勤務できるように、カリキュラム・マネジメントの充実や心理的安全性のある職場する等、働き方改革を推進する。
- 9.社会に開かれた教育学校づくりを推進するため、オープンスクールや授業参観などを充実させる。また、保護者と連絡体制を充実させ、信頼される関係性の構築に努める。

(3) 本年度の具体目標

(1) 確かな学力と自立の力を育む教育の充実

1. 学校園運営体制について

- ・企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を機能的運用し、諸課題に取り組む。
- ・日頃から対話の場を積極的に設け、職場の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって学校園組織のマネジメントに参画する組織風土を醸成する。
- ・校務分掌の見直しや教職員の負担軽減等の取組を推進し、機能的な学校園運営を図る。
- ・小中一貫・学力向上推進コーディネーターが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立を行い、9年間の教育について考える。

2. 学習指導について

- ・単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ・各教科の授業において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ・すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。
- ・英語教育において、生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとうろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。
- ・教育課程においては、年間を見通した上で、行事の精選等をはじめ、今までの教育課程の改善を教職員一人一人が意識し、組織的に効果的な教育活動を行う。
- ・総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動においては、生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動を行う。
- ・生徒が、社会における課題を見出し、自分たちにできることを人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動を工夫する。
- ・学習評価を行うに当たっては、評価規準や評価方法について、事前に各教科や校内で検討するなどして明確にし、生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し、生徒や保護者の理解を図る。
- ・生徒の学習の状況を詳細に把握するため、「全国学力・学習状況調査」や「中学生チャレンジテスト」等を分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進める。生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し、学習意欲を高めるよう工夫を行う。
- ・授業改善の推進のため、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究などを行う。

3. キャリア教育・進路指導について

- ・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう、指導、支援を行う。
- ・進路指導にあたっては、生徒が主体的に進路選択、決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行う。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進する。
- ・経済的理由により、進学を断念することがないよう、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導する。
- ・障害のある生徒や日本語指導を必要とする生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることについて適切な説明や情報提供を行う。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

4. 道徳教育について

- ・授業においては、生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、生徒の実態に即しながら指導を工夫する。

5. 人権教育について

- ・人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるようにする。
- ・人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした教育を総合的に推進する。
- ・障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進める。
- ・虐待の防止にあたっては、生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ・すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、ジェンダー平等の観点から、学校園からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検する。

6. 健康教育について

- ・生徒の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進する。
- ・日本人の死亡原因として最も多いがんを取り上げ、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を推進し、生徒の理解を深める。
- ・生徒の食に対する関心を高める取り組みを行う。
- ・食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。

7. 特別活動・その他教育活動について

- ・特別活動においては、各教科、道徳科、総合的な学習の時間等の指導との関連を図る。
- ・生徒会活動においては、生徒が集団や社会の一員としての所属感、役割意識、責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。
- ・部活動においては、「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切な練習時間、休養日、休養期間を設定するとともに、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。

(3) 教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

- ・職務上の義務（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、職務専念の義務等）と身分上の義務等（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）を正確に理解するとともに、校内研修等を定期的実施し、不祥事の根絶に努める。

9. 学校園における働き方改革について

- ・教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資するため、全ての教職員に勤務時間を意識した働き方が浸透するよう、教職員一人一人の意識改革を図る。
- ・時間外勤務が月 80 時間を超えた教職員には、産業医による面接指導の受診について指導する。また、時間外勤務が月 45 時間を超えないよう、教職員に意識づけを行う。
- ・ストレスチェックの集団分析結果を活用し、よりよい職場環境づくりに努める。

10. 教職員研修について

- ・初任期教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的、継続的に推進する校内体制を整えるとともに、管理職が自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職、専門性を備えたミドルリーダーの育成に努める。
- ・教職員の育成にあたっては、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる人権感覚や、人権意識の育成に努める。また、経験年数や職務、専門的な知識、技能に応じた資質、能力の育成に向け、日常的なOJT等を活用する。
- ・学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対

話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

・学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究や研修を実施し、その内容を校内での教科会や学年会等で周知、共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取り組みを、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進める。

・学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的、計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。

(4)「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

11. 支援教育について

・障害の有無にかかわらず、すべての生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めること。

・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。

・障害のある生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。

・どの学級にも多様な支援を必要とする生徒が在籍していることを前提とした、校内支援委員会の役割を十分に果たせる校内体制を整える。

・教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取り組みを進めるため、教職員研修等を実施する。

・支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成、活用し、個に応じた指導を充実させる。

・通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。

(5) 学びのセーフティネットの構築

12. 安全について

・安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。

・学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災、防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努める。

・実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検、見直しを行い、日頃から教職員の連絡、参集、配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する。

・自ら危険を回避する力を育成する安全教育と防犯教育及び防災教育の充実に努める。

13. 生徒指導について

・生徒指導主事が中心となり、問題行動等への組織的対応の要の役割を果たす。

・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行う。

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深める。

・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒への発達支持的生徒指導を推進する。

・欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく適切な対応を図る。

・不登校生徒への対応にあたっては、生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意する。また、生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において養護教諭や支援教育コーディネーターなど多角的な視点から生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームに

よる支援体制を整えるようにする。

- ・不登校が長期化している生徒については状況把握に努め、定期的な安全確認を行う。
- ・不登校生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることに留意する。
- ・SNS等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行う。
- ・校則の内容は生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認、見直し等を行う。

14. いじめについて

- ・学校、家庭、地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図る。
- ・いじめ（インターネット・SNSを含む）については、研修等により教職員が正しい理解を深め、組織的に対応を行う。
- ・生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応する。状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。
- ・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴する。

(6) 学びを支える教育環境の充実

15. 教育環境の活用について

- ・様々な理由で学校に登校できない生徒の学びを止めないために、ICTを効果的に活用した取り組みを積極的に行う。
- ・ICTを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進する。
- ・ICT機器の管理、運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行う。

(7) 生涯学習の推進と図書館の充実

16. 学校図書館機能の充実について

- ・司書教諭を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科等横断的、探究的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。
- ・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- ・各学年の学習計画や生徒の興味・関心等に応じて、自発的、主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行う。

(8) 社会に開かれた学校づくりの推進

17. 学校・家庭・地域の連携について

- ・教育計画や日々の学校の様子など、学校ブログ等を活用し、地域や保護者に対して積極的に公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営を実現する。
- ・保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで「チーム学校」としての機能を果たす。